平成２２年（フ）第５６５号
函館市山の手３丁目６番８号
債務者　蛯子　静子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１９９号
山形県米沢市中央５丁目２―78江部アパート11号室、住民票上の住所山形県米沢市東１丁目７番39号
債務者　山口　　茜
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２０２号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生310番地
債務者　嶋貫　直弘
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２０３号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生310番地
債務者　嶋貫　法子
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第２１２号
山形県長井市館町北４番25―６号
債務者　高橋　英勝
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４８６号
埼玉県越谷市大字大杉459番地１
債務者　飯島基美子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４８７号
埼玉県越谷市大字大杉459番地１
債務者　飯島　宙輝
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第９１３号
埼玉県富士見市関沢２丁目16番47―304号、前住所東京都板橋区赤塚３丁目１番30―201号　プレステージ・カイト
債務者　金刺　　智
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９１４号
埼玉県富士見市関沢２丁目16番47―304号、前住所東京都板橋区赤塚３丁目１番30―201号　プレステージ・カイト
債務者　金刺るい子
1　決定年月日時　平成22年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３８４号
千葉県印旛郡栄町安食2349番地７　グレイス１番館104号室
債務者　梶谷　滋樹
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３８５号
千葉県印旛郡栄町安食2349番地７　グレイス１番館104号室
債務者　梶谷　弓美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３８７号
千葉県富里市七栄646番地734　マイアビエＣ―202
債務者　志村　　実
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３９８号
千葉県富里市七栄901番地９　シェルブール203
債務者　辻田　佑哉
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４０４号
千葉県佐倉市新臼井田37番６号
債務者　渡邉　敏江
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４４７号
千葉県八街市希望ヶ丘261番地71
債務者　小笠原隆一
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４４９号
千葉県成田市橋賀台３―５―15―105、住民票上の住所千葉県八街市八街に191番地30
債務者　谷川　　進
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４５０号
千葉県佐倉市大蛇町738番地５　ハッコー佐倉マンション607号、申立時の住所千葉県佐倉市春路２丁目10番地２　カーサ・ソレアードⅡ304号
債務者　広崎　伸司
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部